

追 加 目 次

議案第126号	佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例 の制定について	1
---------	----------------------------------	---

議案第126号

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年9月22日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例

特別職の職員のうち、市長にあつては平成26年10月1日から同年12月31日まで、副市長にあつては同年10月1日から同月31日までの間における給料月額、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）第3条及び附則第4項の規定にかかわらず、同条例附則第4項に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。